

令和6年度南北線さっぽろ駅コンコース改修概略検討業務

公募型企画競争 提案説明書

1 業務の名称

令和6年度南北線さっぽろ駅コンコース改修概略検討業務

2 業務の背景及び目的

札幌市営地下鉄南北線さっぽろ駅（以下「南北線さっぽろ駅」という。）は、市営地下鉄の駅の中で最も乗降客数が多い駅となっており、多くの市民や観光客等に利用されている。札幌市では、その重要性を踏まえ、南北線さっぽろ駅のコンコースについて、道都札幌の玄関口にふさわしい顔づくりや高質な空間を形成することを目的として、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」等を整備してきた。

また、南北線さっぽろ駅の長年の課題であるホーム混雑を緩和するため、札幌市交通局によるホーム増設が令和元年度に事業化されたほか、隣接する北4西3地区でも再開発事業が令和3年度に都市計画決定された。これらの事業（以下、「さっぽろ駅関連事業」という。）により、コンコースの拡張や北4西3地区とコンコースの新たな接続が予定されているとともに、将来的にはその他接続ビルの建替えによる接続空間の更新も見込まれるところである。

そのような背景、経緯を踏まえ、「令和4年度南北線コンコース空間改良方針検討業務」を実施し、北4西3地区とコンコースの新たな接続空間との位置関係や歩行者動線の変化を整理し、コンコースの新たな使われ方等について検討を行った。

本業務では、令和4年度業務を踏まえ、コンコースの拡張箇所周辺の改修の基本的な考え方を整理し、それに基づいて空間デザインを具体化してパース等を作成し、改修案として決定するための資料作成を行うことを目的とする。併せて、同時期に進められる南北線さっぽろ駅ホーム増設工事実施設計と調整し、改修案とホーム増設工事の範囲分け等の整理を行う。

3 対象範囲

本業務における対象範囲は、概ね下図のとおりとする。なお、下図はコンコース拡張後の計画図を示す。



4 業務内容

(1) 計画準備

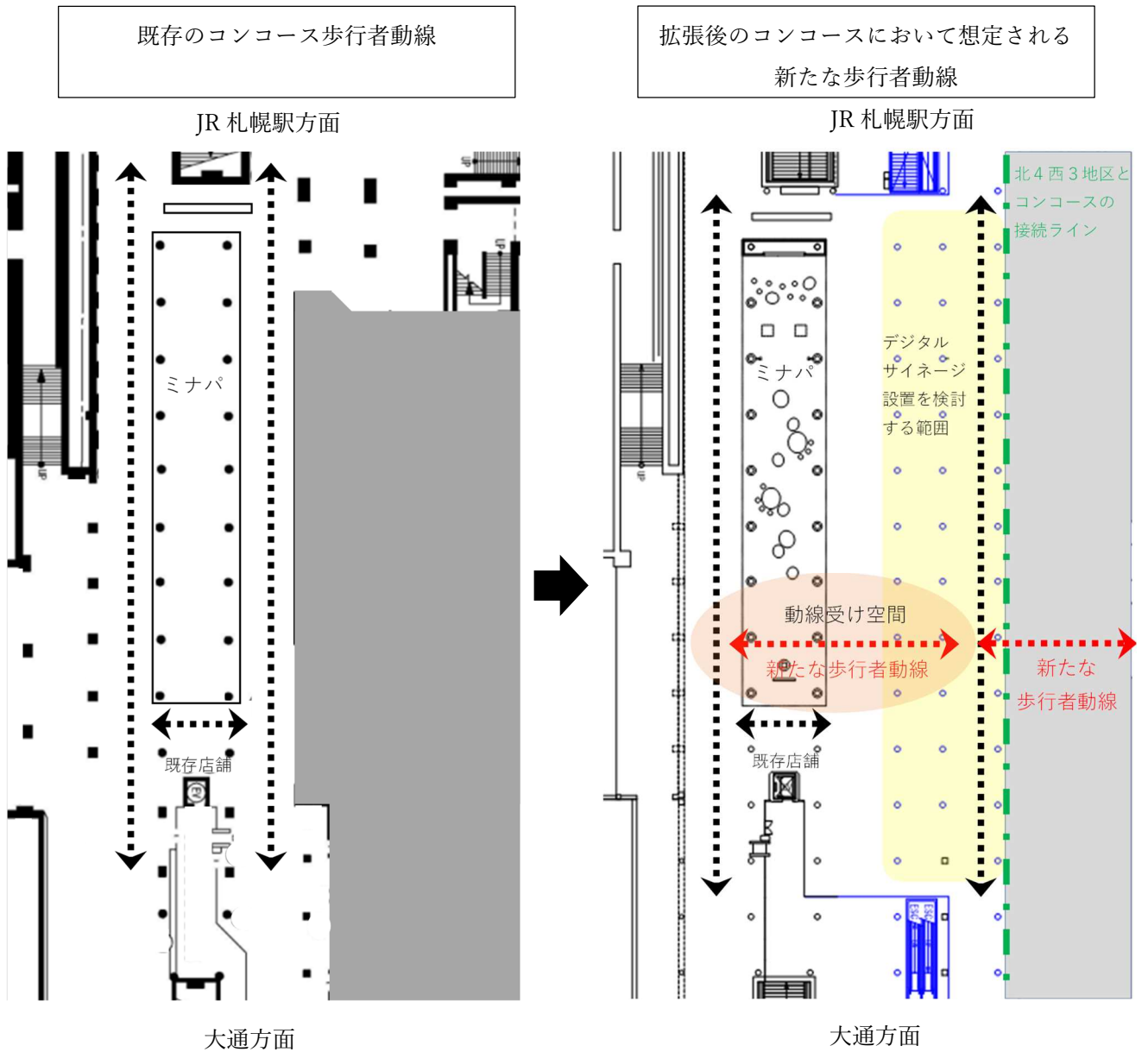
本業務の目的、趣旨を十分把握した上で、作業計画、実施方針、業務工程、作業編成、人員計画など、業務を円滑に遂行するための業務計画書を作成する。

(2) 既往の検討・基礎情報の整理

- ・平成 30 年度に開設された「ミナパ」の形成に至る検討経緯など、南北線さっぽろ駅コンコースの活用に関する情報を整理する。
- ・「令和 4 年度南北線コンコース空間改良方針検討業務」成果の内容を把握し、本業務に必要な情報を整理する。
- ・令和 4、5 年度における札幌市関係部署協議記録等の内容を把握し、本業務に関する市関係部局の考え、要望等を把握する。
- ・北 4 西 3 地区とコンコースとの新たな接続空間に関する状況を把握する。

(3) コンコース改修の基本的な考え方の整理

下図は既存のコンコースの歩行者動線（左）と拡張後のコンコースにおいて想定される新たな歩行者動線（右）を示したものである。また下図右は、令和 4 年度業務成果を基に、動線受け空間とデジタルサイネージの設置を検討する範囲を想定したものである。なお、既存のミナパについては、原則として区画を維持したまま新たな歩行者動線を阻害しないような対応案を検討するものとする。これらの想定を基に、北 4 西 3 地区との接続を考慮したうえで、ミナパを含むコンコース改修の基本的な考え方の整理を行う。



※黒矢印:既存のコンコースの歩行者動線

※赤矢印:新たな歩行者動線

※橙 : 動線受け空間

※黄 : デジタルサイネージ設置を検討する範囲

※緑点線:北4西3地区とコンコースの接続箇所

※青 : ホーム増設により新設される施設

(4) コンコース改修案のデザインの具体化及びパースの作成等

整理した改修の基本的な考え方に基づき、改修後の空間デザインの具体的な案から、イメージパースを作成し、会議等に向けた資料作成を行う。

また、概算事業費の算出を行う。

(5) 南北線さっぽろ駅ホーム増設工事实施設計との調整

当該業務と同時期に進められる交通局発注の南北線さっぽろ駅ホーム増設工事实施設計業務と調整し、本改修案とホーム増設工事によるコンコース改修の範囲分け等の整理を行う。

(6) 打合せ等

打合せ回数は、下記の6回を予定する。

1 業務着手時 2 業務中間時（4回） 3 成果品納入時

(7) 業務報告書の作成

検討内容と成果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

なお、概要版報告書も併せて作成する。

5 業務規模

8,844千円を上限額とする（消費税及び地方消費税10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する
予定価格の範囲内で行う。

6 履行期間

業務締結の日から令和7年3月25日（火）まで

7 成果品

- (1) 本編：A4判製本（図面等A3判） 5部
- (2) 概要版：A3横2枚以内、カラー片面印刷 5部
- (3) 電子データ 一式

8 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）もしくは、大分類「建設関連サービス業」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(5)を満たす必要があることに注意すること。
- ※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。
- ※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

9 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと

- (1) 本業務に取り組む上での視点等について
「2 業務の背景及び目的」を十分に踏まえ、本業務に取り組む上で持つべき視点や配慮すべき点等について提案すること。
- (2) コンコース拡張後の課題について
「4 業務内容 (3) コンコース改修の基本的な考え方の整理」に示した既存のコンコースの歩行者動線と拡張後に想定される歩行者動線を比較し、改修の基本的な考え方を整理するうえで、想定される課題について提案すること。
- (3) 本業務のスケジュール案について
本業務を実施するにあたり、そのスケジュール案を提案すること。
- (4) 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について
本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と本業務の執体制について、記載すること。
- (5) 独自提案について
本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。

10 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること）。

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと）。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4 縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3 横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書（積算書）(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室
都心まちづくり課（5階南側）

(3) 提出期限

令和6年7月12日(金) 17:15【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記す

ること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 札幌駅交流拠点先導街区整備基本構想（平成 28 年度）

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/sendougaiiku.html?mode=preview>

イ 札幌駅交流拠点まちづくり計画（平成 30 年度）

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/matidukurikeikaku.html?mode=preview>

ウ 札幌駅交流拠点北 5 西 1・西 2 地区再開発基本構想（令和元年度）

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/5152kiho nkousou.html>

エ 札幌駅周辺エリア再整備の基本的な考え方（令和 3 年度）

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/syuhensaiseibi.html?mode=preview>

オ 「札幌駅周辺交通処理計画基礎資料作成業務」報告書（令和 3 年度）※

カ 地下鉄南北線さっぽろ駅コンコース部（アイヌ文化を発信する空間を含む）整備構想（平成 28 年度）※

キ アイヌ文化を発信する空間基本設計書（平成 28 年度）※

ク 「南北線さっぽろ駅コンコース空間改良方針検討業務」報告書（令和 4 年度）※

※ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記資料を上記（2）提出先にて貸与する。当該報告書の取扱いに際しては、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用しないこと。また、当該報告書は複製禁止とし、プロポーザル終了までに速やかに返

却すること。

11 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に電子メール又はFAXで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和6年度南北線さっぽろ駅コンコース改良概略検討業務 質問書」とし、令和6年7月3日（水）12:00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

FAX：011-218-5109

(2) 質問に対する回答

回答は電子メール又はFAXにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

12 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和6年度 南北線さっぽろ駅コンコース改修概略検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「13 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含み最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1者25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の拡大状況を踏まえ、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和6年7月18日（木）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和6年7月23日（火）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

13 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計点数が同点となった場合は、評価の視点(1)の合計点数が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社（者）となった場合は、合計点数が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 本業務に取り組む上での視点等について ・本業務に取り組む上で持つべき視点や配慮すべき点等が、本業務を実施するにあたり効果的なものとなっているか。	30
(2) コンコース拡張後の課題について ・既存のコンコースの歩行者動線と拡張後に想定される歩行者動線を比較し、改修の基本的な考え方を整理するうえで、想定される課題が的確かつ具体的なものとなっているか。	30
(3) 本業務のスケジュール案について ・業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	10
(4) 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について ・過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。	20
(5) 独自提案について ・独自提案が、業務の目的を達成するに当たり、効果的なものとなっているか。	10
合計	100

14 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本提案説明書に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者履行

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。

- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製を含む）。
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

16 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所 5 階南側）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部

都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：吉沢・深尾 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5109